

## 参考資料



# 1 瑞浪市老人保健福祉計画等策定委員会設置要綱

平成17年7月1日告示第71号

改正

平成20年2月29日告示第14号

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく瑞浪市老人保健福祉計画並びに介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく瑞浪市介護保険事業計画(以下「計画」という。)の策定に関し、広く市民各層からの意見を反映させた計画を立案するため、瑞浪市老人保健福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の立案に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 医療、保健又は福祉の業務に従事する者 5人以内
- (2) 識見を有するもの 2人以内
- (3) 介護保険の被保険者となる者 4人以内
- (4) 公募により選出された市民 3人以内
- (5) 市職員 1人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(会長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱の最初の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部高齢介護課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 委員の公募その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができるものとする。

附 則(平成20年2月29日告示第14号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

## 2 第5期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員名簿

氏名	選任区分	摘要	備考
岩島 康敏	医療、保健又は福祉の業務に従事する者	岩島医院院長	委員長
江口 研	医療、保健又は福祉の業務に従事する者	大湫病院院長	
水野 正久	医療、保健又は福祉の業務に従事する者	歯科医師会会長	
土本かおり	医療、保健又は福祉の業務に従事する者	千寿の里施設長	
加藤 義弘	医療、保健又は福祉の業務に従事する者	株式会社アイランドジー・アイ代表取締役	
大島 強	識見を有する者	民生児童委員	
塚本 恵子	識見を有する者	NPO法人陶宅老所いちにのさん 管理者	
奥村 昭文	介護保険の被保険者となる者	瑞浪市長寿クラブ連合会会長	
加藤 政子	介護保険の被保険者となる者	みずなみ介護者の会代表	
柴田 幸一	介護保険の被保険者となる者	2号被保険者代表	
有賀 教明	一般公募	市民	
鈴木 芳子	一般公募	市民	
小木曾圭子	一般公募	市民	
近藤 浩二	市職員	市民福祉部長	

## 3 第5期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定経過

	開催（実施）年月日	内 容
アンケート	平成23年1月～2月	高齢者実態調査
第1回 策定委員会	平成23年5月26日	第5期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画について (1)計画の概要 (2)調査結果の報告
第2回 策定委員会	平成23年10月12日	第5期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画について (1)老人福祉計画・介護保険事業計画の課題と今後の方針 (2)計画骨子案
第3回 策定委員会	平成23年11月24日	第5期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画について (1)前回の委員会での指摘事項への回答 (2)計画骨子案
パブリック コメント	平成24年1月4日 ～平成24年2月3日	提出意見：0件
第4回 策定委員会	平成24年2月15日	第5期瑞浪市老人保健福祉計画・介護保険事業計画について (1)パブリックコメントの実施報告 (2)第3回策定委員会での指摘事項への対応 (3)計画（案） 計画素案の修正事項

## ～パブリックコメントの結果～

## (1) 実施期間

- ・平成24年1月4日（水）～平成24年2月3日（金）

## (2) 老人保健福祉計画・介護保険事業計画の閲覧方法

- ・市ホームページで計画書を閲覧
- ・市役所（高齢介護課）・各コミュニティセンター・ハートピアで計画書を閲覧

## (3) 意見提出数

- ・直接持参 0件
- ・郵送 0件
- ・ファックス 0件
- ・電子メール 0件